

令和6年能登半島地震により被災した世帯の皆様へ
生活福祉資金貸付制度のご案内

特 例 貸 付
緊 急 小 口 資 金
一 時 的 な 生 活 費 に お 貸 し し ま す

貸 付 内 容

○対象世帯

- (1) 令和6年能登半島地震による被災により、災害救助法の適用となった地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
- (2) 本特例措置の貸付対象の前提となる地域から新潟県へ避難した者の中、今後、県内に当分の間（1ヶ月以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる者で本特例措置による貸付が必要と認められ、当座の生活費を必要とする世帯。
- ※1世帯あたり1回のみの貸付です。なお、審査の結果、貸付できない場合もあります。

○貸付限度額 10万円以内（特別の場合 20万円以内）

※特別の場合

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
②世帯員に要介護者がいるとき。
③世帯員が4人以上いるとき。
④前各号に掲げるもののほか、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で特に新潟県社会福祉協議会会長が認めるとき。

○据置期間 1年以内

○償還期間 据置期間経過後2年以内

○貸付利子 無利子（但し、償還期間終了後から延滞利子[年3.0%]がかかります。）

○実施主体 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

持参いただくもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票等）
○送金のための通帳又はキャッシュカード
○返済について口座振替を希望する場合、（第四北越銀行またはゆうちょ銀行が可能です）
銀行印

申込先

○住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会

○貸付期間 ○令和6年1月12日～当分の間